

令和8年度 改正のポイント

令和8年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました

令和8年8月から

- 介護保険施設を利用したときの基準費用額と負担限度額が一部変わります
- 特定入所者介護サービス費等と高額介護（介護予防）サービス費の支給要件の一部が変わります

もくじ

介護保険制度のしくみ

- ▶みんなで支えあう制度 1
- ▶介護保険の被保険者 2
- ▶介護保険被保険者証の交付 3

介護保険料

- ▶介護保険料は大切な財源 4
- ▶40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の介護保険料 5
- ▶65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料 6

利用者の負担

- ▶サービス費用の一部負担 9

サービスの利用のしかた

- ▶申請から認定までの流れ 12
- ▶ケアプラン作成の流れ 16

利用できるサービス

- ▶介護保険で利用できるサービス 20

介護予防・日常生活支援総合事業

- ▶介護予防に取り組みましょう 28

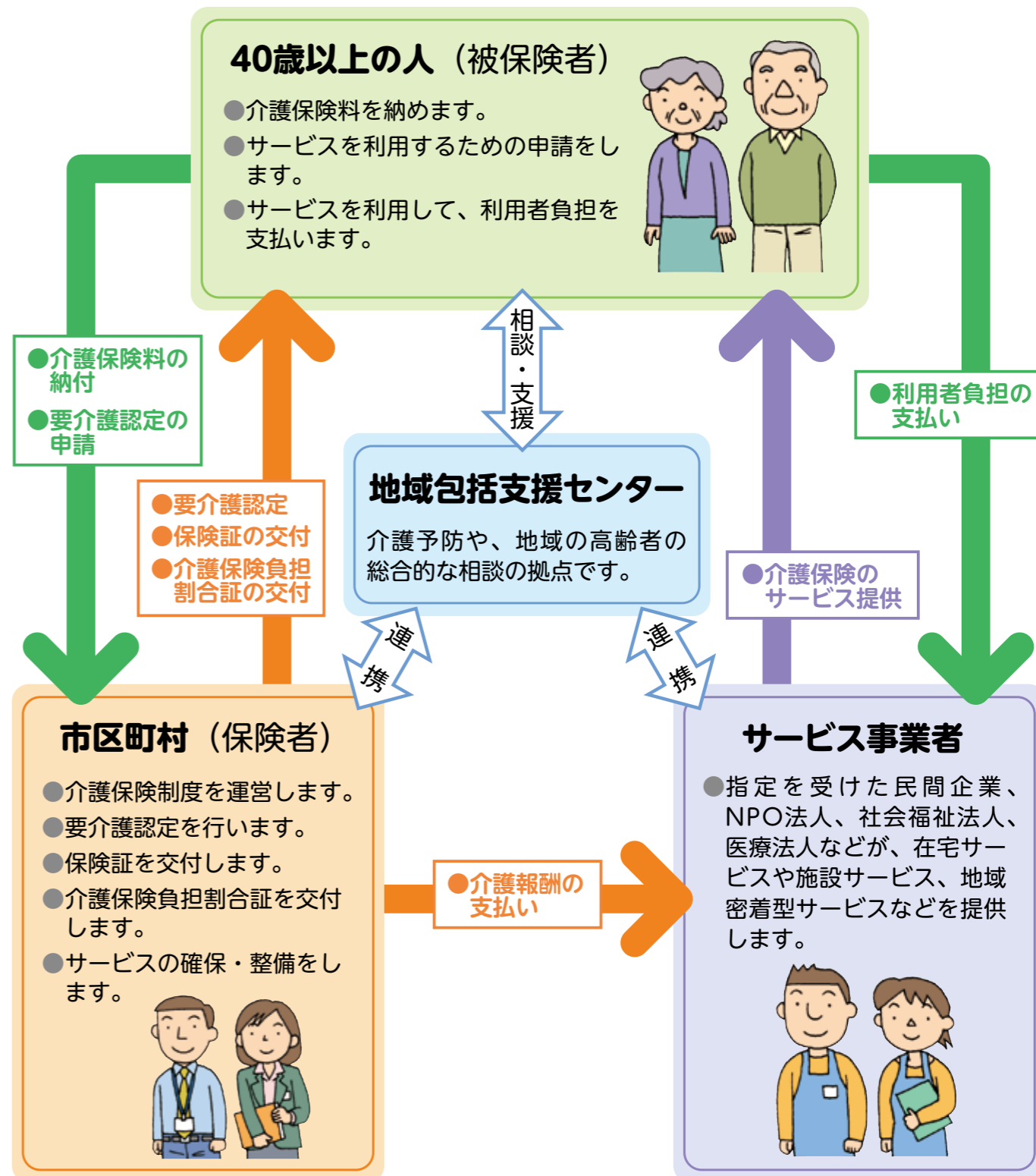
地域包括支援センターを利用しましょう 裏表紙

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

介護保険制度のしくみ

みんなで支えあう制度

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支えあいの制度です。お住まいの市区町村が運営しています。

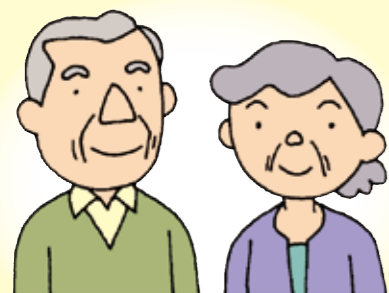


介護保険の被保険者

40歳以上の方は、お住まいの市区町村が運営する介護保険の被保険者です。被保険者は年齢により2種類に分かれ、65歳以上の方は第1号被保険者、40歳以上65歳未満の方は第2号被保険者となります。

65歳以上の人

第1号被保険者



サービスが利用できる人

日常生活に介護や支援が必要となったときに、市区町村の認定を受けて、サービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません。

※65歳以上の方で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届出が必要です。示談をする前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

40歳以上65歳未満の人

第2号被保険者

(医療保険に加入している人)



サービスが利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要となったときに、市区町村の認定を受けて、サービスが利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病

- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗鬆症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病**
- **骨髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

介護保険被保険者証の交付

介護保険の被保険者には、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- **65歳以上の人（第1号被保険者）** → 65歳に到達する月に交付されます。
- **40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）** → 認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
被保険者の番号及び印	

保険証の番号を確認しましょう。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう。

裏面の注意事項をよく読みましょう。

保険証は、サービスを利用するときなどに欠かせないものですから、大切に扱きましょう。



■介護保険負担割合証が交付されます。

介護保険の認定を受けている人などには、保険証とは別に、毎年「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されているので、サービス利用時に保険証とともに事業者に提示します。適用期間は1年間（8月～翌年7月）です。

教えて！ 介護保険



介護保険のサービスを利用するつもりがないので、介護保険に入らなくてもよいですか。



介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあう社会保険制度です。サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が被保険者となるので、手続きをしなくても自動的に介護保険に入ることになります。外国籍の方も、短期滞在などを除き、介護保険の被保険者となります。